



第99回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月28日(火曜日)午前10時
(受付開始予定：午前9時)

開催場所

大阪市西区江戸堀一丁目3番15号
新石原ビル5階ホール

議決権行使期限

2022年6月27日(月曜日)午後5時30分

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

・新型コロナウイルス感染症の拡大防止および株主のみなさまの安全確保の観点から、事前に書面またはインターネット等により議決権を行使いただき、株主総会へのご来場は極力お控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使にあたっては、別添の参考資料もあわせてご活用ください。

・本株主総会当日の様子は、株主総会終了後に以下の当社IR情報サイトから動画配信することを予定しております。

(<https://www.iskweb.co.jp/ir/stockholders.html>)

・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

(<https://www.iskweb.co.jp/>)

目次

■ 第99回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役9名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
第5号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	

〈添付書類〉

■ 事業報告	25
■ 連結計算書類	50
■ 計算書類	53
■ 監査報告書	56

株 主 各 位

大阪市西区江戸堀一丁目3番15号

石原産業株式会社

代表取締役社長 高 橋 英 雄

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止および株主のみなさまの安全確保の観点から、事前に書面またはインターネット等により議決権を行使いただき、株主総会へのご来場は極力お控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、書面またはインターネット等による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）
 2. 場 所 大阪市西区江戸堀一丁目3番15号 新石原ビル5階ホール
（地下鉄四つ橋線 肥後橋駅下車5-B出口 新石原ビル）
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
-
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始予定：午前9時）

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等により議決権を行使される場合には、3頁に記載の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時30分受付分まで

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

5. インターネット開示についてのご案内

次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（下記URL）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- (1) 連結計算書類の「連結注記表」
- (2) 計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

当社ウェブサイト（<https://www.iskweb.co.jp/ir/stockholders.html>）

以上

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.iskweb.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

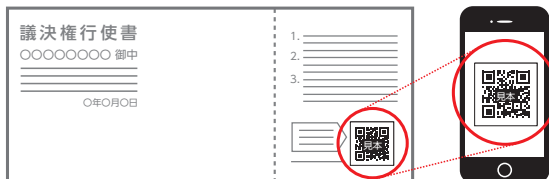
招集ご通知

インターネット等による議決権行使のご案内

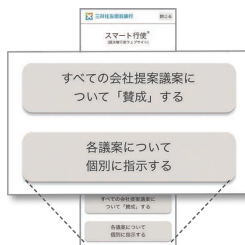
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

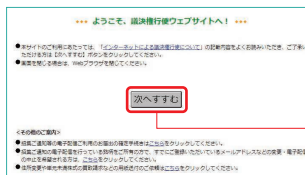
インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

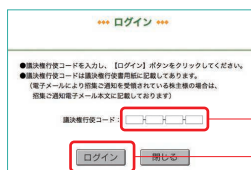
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

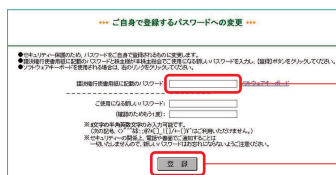
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家のみなさまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値を高めるとともに、株主のみなさまへ利益を還元していくことを経営の最重要政策の一つと位置付けております。

配当につきましては、業績動向、財務状況、将来の事業展開に必要な内部留保の充実等を総合的に勘案しながら業績に応じた安定的な配当の継続を基本に考えております。

この方針に基づき当期の期末配当金につきましては、以下のとおり、前期の期末配当から1株につき18円増配し、1株当たり36円といたします。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 36円

総額 1,438,315,308円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

当社での世界初となる青色コチヨウランの商品化に伴い、現行定款第2条の事業目的を追加するとともに、これに伴う号数の繰り下げを行うものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を次のとおり変更するものであります。

- ① 変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第19条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (3) (条文省略) (新 設) <u>(4) ~ (11)</u> (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (3) (現行どおり) <u>(4) 植物の生産、売買および輸出入</u> <u>(5) ~ (12)</u> (現行どおり)</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u> 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等) 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条～第46条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第20条～第46条（現行どおり）</p> <p>（附則）</p> <p>1. <u>定款第19条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。
つきましては、取締役9名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしますと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位・担当	取締役 在任期間	取締役会 出席率	取締役候補者が有する専門性・経験						
					経営 戦略	生産・ 研究・ 開発	法務・ リスク 管理	人事・ 総務	国内外 市場 拡大	財務 会計	ESG
1	たなか けんいち 田中 健一 再任	代表取締役会長	8年	100% (15/15)	●		●	●			
2	たかはし ひでお 高橋 英雄 再任	代表取締役社長 社長執行役員	3年	100% (15/15)	●	●					●
3	よしだ きよみつ 吉田 潔充 再任	取締役 専務執行役員 有機化学事業管掌 バイオサイエンス事業本部長	4年	87% (13/15)	●	●			●		
4	かわぞえ やすのぶ 川添 泰伸 再任	取締役 常務執行役員 財務本部長	3年	100% (15/15)	●					●	●
5	しもじょう まさき 下條 正樹 再任	取締役 常務執行役員 無機化学営業本部長 兼 開発企画研究本部長付	2年	100% (15/15)	●	●			●		
6	おおくぼ ひろし 大久保 浩 新任	常務執行役員 経営企画管理本部長	-	-	●		●				●
7	かつまた ひろし 勝又 宏 再任	取締役 社外 独立	5年	100% (15/15)	●	●		●			
8	はなざわ たつお 花澤 達夫 再任	取締役 社外 独立	3年	100% (15/15)				●	●		●
9	あんどう さとし 安藤 知史 再任	取締役 社外 独立	2年	100% (15/15)			●	●		●	

新任 新任取締役候補者 再任 再任取締役候補者 社外 社外役員 独立 独立役員

- (注) 1. 取締役候補者が有する専門性・経験には、主なもの最大3つまで○印をつけております。
2. 取締役候補者の指名を行うにあたっては、独立社外取締役、独立社外監査役で構成される「人事委員会」への諮問を経て、取締役会において決定することとしております。
取締役会では、迅速かつ的確な意思決定の観点から人格、識見、能力等を総合的に検討し、適任であると判断した者について、取締役候補者の指名を行っております。
3. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとなります。また、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。候補者全員は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回更新時には、同様の契約内容で更新を予定しております。

株主総会参考書類

候補者番号

1

た なか

田中

けん いち

健一

(1954年1月18日生)

再任



所有する当社株式の数
22,600株

取締役在任期間
8年(本総会終結時)

取締役会への出席状況
15回/15回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1976年4月 当社入社
- 2009年4月 当社執行役員 総務本部長代行
- 2011年6月 当社執行役員 総務本部長
- 2012年6月 当社常務執行役員 総務本部長
- 2014年6月 当社取締役 常務執行役員 総務本部長
- 2015年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
コンプライアンス統括役員 (CCO)
兼 コンプライアンス委員会委員長
兼 事業戦略室長
兼 総務本部長
- 2016年2月 当社代表取締役社長 社長執行役員
コンプライアンス統括役員 (CCO)
兼 コンプライアンス委員会委員長
兼 総務人事本部長
- 2017年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
コンプライアンス統括役員 (CCO)
兼 コンプライアンス委員会委員長
- 2021年6月 当社代表取締役会長 (現任)

◆取締役候補者とした理由

田中健一氏は、2015年に代表取締役社長に就任後、強いリーダーシップで当社を牽引し、2度の中期経営計画と現中期計画の基本となる2030年に向けた長期ビジョン「Vision 2030」を策定し、当社グループ全般の経営管理を的確にかつ効率的に遂行するとともに、2021年6月からは代表取締役会長として、取締役会の実効性向上に注力し、経営を監督しております。

同氏は、当社グループを取り巻く外部環境、コーポレート・ガバナンスにも精通し、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断しましたので、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 田中健一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

たか はし
高橋

ひで お
英雄

(1956年12月4日生)

再任



所有する当社株式の数
11,100株

取締役在任期間
3年(本総会最終時)

取締役会への出席状況
15回/15回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社
2013年6月 当社執行役員 開発企画研究本部副本部長
2014年6月 当社執行役員 開発企画研究本部長代行
2015年6月 当社執行役員 開発企画研究本部長
2015年10月 当社執行役員 開発企画研究本部長
兼 電池・発電材料開発推進本部付
2018年6月 当社常務執行役員 開発企画研究本部長
2019年6月 当社取締役 常務執行役員 四日市工場長
2021年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現任)

重要な兼職の状況 ISK AMERICAS INCORPORATED 取締役会長

◆取締役候補者とした理由

高橋英雄氏は、研究・商品開発、営業および工場長、開発企画研究本部長を経験し、2021年6月に代表取締役社長に就任しました。就任後は、その豊富な経験と実績をもとに重要な業務執行および経営の意思決定、監督を適切に遂行しております。

同氏は、代表取締役社長就任後、長期ビジョン「Vision 2030」の達成に向けて、これまでの経験や実績およびリーダーシップをもって、経営全般を牽引しており、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断しましたので、引き続き取締役候補者としたしました。

(注) 高橋英雄氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

募集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

3

よし だ
吉田

きよ みつ
潔充

(1958年5月19日生)

再任



所有する当社株式の数
9,200株

取締役在任期間
4年(本総会最終時)

取締役会への出席状況
13回/15回(87%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1981年4月 当社入社
2014年6月 当社執行役員 中央研究所長代行
2016年5月 当社執行役員 中央研究所長代行
兼 アニマルヘルス事業本部長
2016年6月 当社執行役員 中央研究所長
兼 アニマルヘルス事業本部長
2017年6月 当社常務執行役員 中央研究所長
兼 アニマルヘルス事業本部長
2018年6月 当社取締役 常務執行役員 バイオサイエンス営業本部副本部長
兼 アニマルヘルス事業本部長
2019年1月 当社取締役 常務執行役員 バイオサイエンス営業本部長
兼 アニマルヘルス事業本部長
2019年2月 当社取締役 常務執行役員 バイオサイエンス事業本部長
兼 アニマルヘルス事業本部長
2019年6月 当社取締役 常務執行役員 バイオサイエンス事業本部長
2021年6月 当社取締役 専務執行役員(現任)
有機化学事業管掌(現任)
バイオサイエンス事業本部長(現任)

重要な兼職の状況

ISK BIOSCIENCES CORPORATION 取締役会長
ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V. 取締役会長

◆取締役候補者とした理由

吉田潔充氏は、主に有機化学部門の営業、研究・開発、研究所運営等の業務に従事し、その豊富な経験と実績をもとに重要な業務執行および経営の意思決定、監督を適切に遂行しております。

2021年6月からは、有機化学事業管掌という立場で、バイオサイエンス・ヘルスケアの両分野で経営戦略などの立案、審議や執行の監督などを行っており、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断しましたので、引き続き取締役候補者としたしました。

(注) 吉田潔充氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

かわ ぞえ
川添

やす のぶ
泰伸

(1958年8月5日生)

再任



所有する当社株式の数
18,900株

取締役在任期間
3年(本総会最終時)

取締役会への出席状況
15回/15回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行) 入行
2012年4月 株式会社新生銀行執行役員 法人審査部長
2015年4月 同行常務執行役員 チーフリスクオフィサー リスク管理部門長
2016年4月 同行常務執行役員 審査総括
2016年12月 同行退社
2017年1月 当社顧問
2017年6月 当社常務執行役員 財務本部長
2019年6月 当社取締役 常務執行役員 財務本部長(現任)

◆取締役候補者とした理由

川添泰伸氏は、金融機関で長年にわたり培った財務・会計に関する専門的知識を活かして、その豊富な経験と実績をもとに、財務・会計に加え、ガバナンスの強化に関する分野で重要な業務執行および経営の意思決定、監督を適切に遂行しております。

これらの経験や知識を取締役会における経営戦略などの立案、審議や執行の監督などに活かすことにより、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断しましたので、引き続き取締役候補者としたしました。

(注) 川添泰伸氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

株主総会参考書類

候補者番号

5

しもじょう

下條

まさき

正樹

(1960年4月14日生)

再任



所有する当社株式の数
7,000株

取締役在任期間
2年(本総会終結時)

取締役会への出席状況
15回/15回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1983年4月 当社入社
- 2016年10月 当社執行役員 無機化学営業本部長
- 2019年6月 当社常務執行役員 無機化学営業本部長
兼 開発企画研究本部長
- 2020年6月 当社取締役 常務執行役員 無機化学営業本部長
兼 開発企画研究本部長
- 2021年6月 当社取締役 常務執行役員 無機化学営業本部長
兼 開発企画研究本部長付 (現任)

重要な兼職の状況

ISHIHARA CORPORATION (U.S.A.) 取締役会長
台湾石原産業股份有限公司 董事長

◆取締役候補者とした理由

下條正樹氏は、主に無機化学部門の営業・研究・商品開発・生産等の業務に従事し、その豊富な経験と実績をもとに、研究・開発および国内外の市場の拡大の分野で重要な業務執行および経営の意思決定、監督を適切に遂行しております。

これらの経験や知識を取締役会における経営戦略などの立案、審議や執行の監督などに活かすことにより、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断しましたので、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 下條正樹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

おお く ぼ
大久保

ひろし
浩

(1961年12月9日生)

新任



所有する当社株式の数
5,286株

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—回 / —回
(—%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1986年 4月 当社入社
- 2016年 6月 石原エンジニアリングパートナーズ株式会社出向 (同社執行役員)
- 2017年 7月 富士チタン工業株式会社出向 (同社取締役 常務執行役員)
- 2020年 6月 当社経営企画管理本部管理部長
- 2020年 6月 当社執行役員 経営企画管理本部副本部長
- 2021年 6月 当社常務執行役員 経営企画管理本部長 (現任)

◆取締役候補者とした理由

大久保浩氏は、工場において生産部門および環境・安全衛生部門等の業務、さらに関係会社の経営を経験し、2020年には当社執行役員に就任し経営企画管理業務に従事しております。

これらの豊富な業務知識・経験をもとに職務を適切に遂行しており、当社グループの持続的な企業価値向上に寄与できる人材であることから、当社取締役として適任であると判断し、新たに取締役候補者といたしました。

(注) 大久保浩氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

7

かつ また
勝又

ひろし
宏

(1952年4月1日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
7,200株

社外取締役在任期間
5年(本総会最終時)

取締役会への出席状況
15回/15回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年4月 通商産業省(現 経済産業省)入省
1995年2月 中部通商産業局資源部長
1997年6月 新エネルギー・産業技術総合開発機構企画部長代理
1999年7月 環境庁(現 環境省)企画調整局環境研究技術課長
2000年12月 日本貿易振興会ウィーン・センター所長
2003年6月 社団法人プラスチック処理促進協会専務理事
2006年6月 太陽日酸株式会社執行役員 技術本部副本部長
2009年6月 同社常務執行役員 技術本部副本部長
2011年6月 同社常務執行役員 技術本部長
2012年6月 同社常務取締役 技術本部長
2014年6月 同社専務取締役 技術本部長
2015年6月 同社取締役専務執行役員 技術本部長
2017年6月 株式会社ティーエムエア―取締役
2017年6月 当社社外取締役(現任)
2018年6月 株式会社ティーエムエア―相談役
2019年6月 株式会社ティーエムエア―非常勤顧問

◆社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

勝又宏氏は、現在当社社外取締役であり、行政分野における多様な経験と専門的知見に加え、産業ガス事業会社にて取締役として企業経営に従事した経験をもとに、特に経営戦略および研究・開発の分野への適切な助言、監督を行っていただいております。さらに、当社の人事委員会の委員長および報酬委員会、評価委員会の委員として積極的に意見を述べられております。上記の理由より、独立した立場から社外取締役として十分な役割を果たすことが期待できると考え、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 勝又宏氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 勝又宏氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は勝又宏氏との間で責任限定契約(金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額)を締結しており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 勝又宏氏は、「当社における社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。



所有する当社株式の数
2,400株

社外取締役在任期間
3年(本総会最終時)

取締役会への出席状況
15回/15回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1975年4月 農林省(現 農林水産省)入省
- 1990年8月 食品流通局総務課調査官
- 1992年5月 在中華人民共和国日本国大使館参事官
- 1995年7月 内閣官房内閣内政審議室内閣審議官
- 1997年7月 国土庁地方振興局山村豪雪地帯振興課長
- 1999年7月 農産園芸局畑作振興課長
- 2000年4月 北陸農政局次長
- 2001年7月 近畿中国森林管理局長
- 2002年7月 国土交通省大臣官房審議官兼土地・水資源局
- 2004年1月 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター選考・評価委員会事務局長
- 2005年10月 財団法人食品産業センター(現 一般財団法人食品産業センター)専務理事
- 2006年4月 財団法人食品産業センター専務理事 兼 日本食品安全マネジメントシステム評価登録機関上級経営管理者
- 2013年4月 一般財団法人食品産業センター専務理事
- 2019年6月 当社社外取締役(現任)

◆社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

花澤達夫氏は、現在当社社外取締役であり、行政分野、特に農政における国内外での経験および環境分野での経験をもとに、特に国内外市場拡大、環境分野への適切な助言、監督を行っていただいております。さらに、当社の報酬委員会の委員長および人事委員会、評価委員会の委員として積極的に意見を述べられております。同氏は、社外取締役として以外に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由より、独立した立場から社外取締役として十分な役割を果たすことが期待できると考え、引き続き社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 花澤達夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 花澤達夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は花澤達夫氏との間で責任限定契約(金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれが高い額)を締結しており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 花澤達夫氏は、「当社における社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届出ており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

株主総会参考書類

候補者番号

9

あん どう
安藤

さと し
知史

(1974年4月27日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
1,000株

社外取締役在任期間
2年(本総会終結時)

取締役会への出席状況
15回/15回(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 2001年10月 第一東京弁護士会登録
- 2001年10月 大西昭一郎法律事務所入所
- 2015年5月 大西昭一郎法律事務所代表社員(現任)
- 2016年5月 東宝株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)
- 2020年6月 当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

- 弁護士
- 東宝株式会社社外取締役(監査等委員)

◆社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

安藤知史氏は、現在当社社外取締役であり、弁護士としての高い専門性を備え、企業法務に関する豊富な経験と幅広い知見を有し、法務・リスク管理および財務・会計の分野にて客観的かつ法的見地から当社の経営に対する適切な助言、監督を行っていただいております。さらに、当社の任意の報酬委員会および人事委員会、評価委員会の委員として積極的に意見を述べられております。同氏は、社外取締役として以外に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由より、独立した立場から社外取締役として十分な役割を果たすことが期待できると考え、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 安藤知史氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安藤知史氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は安藤知史氏との間で責任限定契約(金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額)を締結しており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 安藤知史氏は、「当社における社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2021年6月25日開催の第98回定時株主総会において小池康弘氏が補欠監査役として選任されましたが、その効力は本総会の開始の時までとされており、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

こいけ やすひろ
小池 康弘 (1962年7月31日生)

再任

補欠社外監査役

独立



所有する当社株式の数
 0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1991年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）
- 1998年4月 小池法律事務所開設
- 2004年4月 大原・小池法律事務所開設
- 2012年4月 大阪弁護士会副会長
- 2019年4月 日本弁護士連合会常務理事

重要な兼職の状況 弁護士

◆補欠の社外監査役候補者とした理由

小池康弘氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等と企業経営に関する十分な見識を有しており、独立・公正な立場からの業務執行の監査に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 小池康弘氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 小池康弘氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。小池康弘氏の選任が本総会において承認可決され、かつ同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約（金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額）を締結する予定であります。
 4. 小池康弘氏は、「当社における社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏の選任が本総会において承認可決され、かつ同氏が監査役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

株主総会参考書類

5. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。小池康弘氏が本総会において承認可決され、かつ同氏が監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同様の契約内容で更新を予定しております。

(ご参考)

当社における社外役員の独立性判断基準

社外取締役または社外監査役の独立性は、次の各要件のいずれにも該当しないことを判断の基準とする。

1. 現在または過去10年間に於いて、当社およびその子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者（注1）であった者
2. 現在または過去5年間に於いて、当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）またはその業務執行者であった者
3. 当社グループの取引先で、直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社グループとの取引額が当社グループの年間連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者
4. 当社グループを取引先とする者で、その直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社グループとの取引額がその者の年間連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益（注2）を得ている会計専門家、法律専門家、その他のコンサルタントまたはその団体に属している者
6. 現在および過去3年間のいずれかにおいて、当社グループから多額の寄付または助成（注3）を受けている者またはその業務執行者
7. 前1～6項で示した条件に該当する者の配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の親族である者

(注1) 会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。

(注2) 定常的な報酬が過去3年間の平均で1,000万円を超える場合をいう。

(注3) 年間の寄付または助成の額が1,000万円を超える場合をいう。

第5号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する 譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2005年6月29日開催の第82回定時株主総会において、年額460百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主のみならずの一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額90百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されれば、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年95,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭債権の支給にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述（ご参考）欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社の役員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の役員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の役員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社の役員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

本議案が承認可決された場合に変更予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針は次のとおりであります。

① 取締役の個人別の報酬等の額または算定方法の決定方針

当社の取締役報酬は、取締役会で決議した役員報酬規程において職位に基づく基本報酬と業績連動報酬等の基準を定めており、基本報酬は、取締役および執行役員としての役割と職位に応じて役員報酬規程に基づき支給しています。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬のみとしています。

② 業績指標の内容および業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定方針

取締役（社外取締役を除く。）の報酬等のうち業績連動報酬等は、取締役会で決議した役員報酬規程において、企業業績との連動性と客観性を担保することを目的とする年次業績連動報酬および長期業績連動報酬を定めており、年次業績連動報酬は企業活動の最終的な成果である親会社株主に帰属する当期純利益等の会社業績と個人業績評価を総合的に勘案して算定しております。

③ 非金銭報酬等の内容および非金銭報酬等の額もしくは数または算定方法の決定方針

取締役（社外取締役を除く。）の報酬等のうち非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額は年額90百万円以内（使用人兼務役員の使用人部分を除く。）、かつ、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は年95,000株以内（但し、普通株式の株式分割（無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とします。取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

④ 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合

基本報酬と業績連動報酬等の割合については、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長が毎年の業績等を勘案のうえ、「報酬委員会」に諮問し、その答申を踏まえて、代表取締役の協議を経て取締役会で決定しております。

⑤ 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定方針

取締役会で決議した役員報酬規程に、基本報酬は暦月計算とし、当該月の月額報酬を従業員の支給日と同日支給とする旨、また業績連動報酬等は従業員の夏季一時金の支給日と同日に支給する旨を定めています。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役の個人別報酬を決定するにあたっては、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長が「報酬委員会」に諮問し、その答申を踏まえて、代表取締役の協議を経て決定しております。

また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役の個人別の報酬等の内容は、独立社外取締役、独立社外監査役および監査役で構成される「報酬委員会」への諮問を経て決定されており、「報酬委員会」では、第三者機関が実施した役員報酬サーベイの情報および各委員の知見に基づいた助言・答申をすることとなっております。

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

(1) 事業の状況

当期の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行などで先行き不透明な状況が継続しましたが、ワクチン接種の広がりなどにより、業種および国・地域で度合いは異なるものの全体として概ね景気回復基調となったことに加え、為替が円安基調で推移しました。一方で、半導体などの部材の調達難や世界的なコンテナ不足による物流の滞りや海上運賃高騰、燃料・資源価格の急騰などに加えて、ロシア・ウクライナ情勢などの地政学リスクの高まりによる世界経済への悪影響なども生じており、非常に厳しい状況が継続しています。当社グループの主力事業を取り巻く環境は、無機化学事業においては、各国の経済活動回復に伴い、自動車および建築用途向けなどが堅調に推移したことに加え、電子部品材料分野の需要が拡大しました。有機化学事業においては、主力の農薬については、国内販売は減収となり、海外ではサプライチェーンの混乱が見られたものの、米州での穀物栽培の拡大などもあり、海外向け販売は殺菌剤および除草剤を中心に順調に推移しました。

このような状況下、当社グループは、長期ビジョンとして「Vision 2030 独創・加速・グローバル。化学の力で暮らしを変える。」を掲げ、2021年度から2023年度の3か年の中期経営計画「Vision 2030 Stage I」を発表し、E S G・S D G s 視点での経営強化を推進することにより、サステナブルな企業価値創造を目指して、重点施策等の取り組みを進めています。

この結果、当期の連結業績は、売上高1,109億円（前期比91億円増）、営業利益115億円（前期比63億円増）、営業外では円安が進み為替差益を計上するなどで経常利益132億円（前期比73億円増）、親会社株主に帰属する当期純利益116億円（前期比83億円増）となりました。

事業の種類別セグメントの状況は次のとおりであります。

（無機化学事業）

酸化チタンは、国内外ともに自動車および建築関連を中心に需要回復があり、売上高は459億円（前期比80億円増）となりました。機能性材料は、電子部品用材料が自動車関連や5G関連などで需要が大幅に増加したことに加え、導電性材料も堅調に推移したことなどにより、売上高は138億円（前期比19億円増）となりました。

損益面でも、原燃料価格の高騰などがあったものの、市況回復に伴う増収増益の他、操業度改善による固定費負担減や、国内外での販売価格改定浸透などが寄与し、増益となりました。

この結果、無機化学事業の売上高は598億円（前期比100億円増）、営業利益は60億円（前期比50億円増）となりました。

（有機化学事業）

農薬は、新型コロナウイルス感染症や天候異常などの影響を大きく受けることなく、海外販売が堅調に推移しました。欧州では殺菌剤や除草剤の需要増加などで増収となりました。米州では、南米で穀物生産拡大などにより殺菌剤が好調に推移し、北米でも新規の除草剤が好調に推移した他、流通在庫の改善などもあり販売が堅調に推移しました。国内販売については、主力殺線虫剤や殺菌剤の販売減などにより前期を下回りました。

この結果、有機化学事業の売上高は、482億円（前期並み）、営業利益は77億円（前期比14億円増）となりました。

（その他の事業）

売上高は27億円（前期比7億円減）、営業利益は4億円（前期並み）となりました。

（2）設備投資の状況

当期に実施した設備投資額は45億円で、その内訳は無機化学事業33億円、有機化学事業9億円などです。

事業報告

(3) 資金調達の状況

当期は設備の維持更新投資は前年比増加しましたが、研究開発費は減少となりました。

金融機関からの借入はなく自己資金にて所要資金を賄い、当期末有利子負債残高は前期末に比べ96億円減少し、504億円となりました。

なお、今後の資金調達については、原材料・エネルギーのコスト増と製品価格への転嫁の推移をみながら検討いたします。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、長期ビジョン「Vision 2030」とそれに基づく中期経営計画（2021～2023年度）「Vision 2030 Stage I」に取り組んでいます。

①長期ビジョン「Vision 2030」

当社グループは、創立100周年を機に、10年先の2030年にありたい姿を描き、2030年に向けた長期ビジョン「Vision 2030」として「独創・加速・グローバル。化学の力で暮らしを変える。」を制定し、以下の経営目標や取組方針などの実現を目指します。

・経営目標（2030年）

連結売上高 2,000億円超、 連結営業利益率 15%以上、 ROE 10%以上

株主還元 安定的な株主還元継続

・基本的な取組方針

当社グループが企業理念の下に、長年にわたり培ってきた3つの強みを価値創造のコアとして「Vision 2030」の達成に取り組んでいきます。

<3つの強み>

「社会、生命、環境にやさしい、安全・安心の“品質力”」

「多彩な人材が支える、最先端の“技術開発力”」

「高いコンプライアンス意識に基づく“経営推進力”」

原燃料価格の高騰、地政学リスクの高まり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）、カーボンニュートラル、急速なデジタル化等、当社グループを取り巻く事業環境の不確実性が一段と増す中で、サステナブルな社会の実現に向けて貢献するとともに、その事業活動を通じて企業価値の向上を両立します。

ESG・SDGs視点での経営への取り組みを継続的に推進し、経営基盤を更に強化し、この強固な経営基盤の上で、無機化学・有機化学の各事業方針に基づき「Vision 2030」達成に向け当社グループが一丸となって取り組みます。

・事業方針と重点施策

1) 無機化学事業

事業方針：「酸化チタンで培った技術をベースとした新たな価値を創造し、環境ならびに情報化社会を支えてサステナブルな社会の実現に貢献する。」

重点施策：酸化チタンの光学的特性を多様化させて、新たな価値創造を実現

ICT普及や自動車EV化などの社会課題解決に機能性材料で貢献
生産構造改革により環境負荷低減と生産効率化とを両立

事業報告

2) 有機化学事業

事業方針：「顧客の価値向上に直結する独自製品を世界中に供給し、人々の食、健康、生命を支えてサステナブルな社会の実現に貢献する。」

重点施策：バリューチェーンを意識した開発・商業化の推進
自社技術の錬磨・進化による価値創造加速と成長路線復活
主力製品の世界一低コスト製造と顧客への安定供給

②中期経営計画（2021～2023年度） 「Vision 2030 Stage I」

・基本方針

本中計は、長期ビジョン「Vision 2030」からバックキャストした3段階の最初の中期経営計画「Vision 2030 Stage I」として、特に、ESG・SDGs視点での経営の取り組み強化を推進することにより、サステナブルな企業価値創造を目指すことを基本方針としています。

・2023年度経営目標など

連結売上高 1,250億円超、 連結営業利益率 13%以上、 ROE 10%以上
株主還元方針：安定的かつ連結業績を反映した配当の継続

	2021年度実績	2023年度計画	増減率
売上高	1,109億円	1,250億円	13%
営業利益	115億円	166億円	44%
経常利益	132億円	158億円	19%
親会社株主に帰属する当期純利益	116億円	124億円	6%
営業利益率	10%	13%	—
ROE	14%	10%以上	—

・重点施策

全社および各事業レベルの取り組むべき重点施策は次の通りで、毎年事業計画を見直し、最終年度の業績目標の達成に向け取り組みます。

全社

ESG・SDGs視点でのサステナブルな経営の取り組みの強化

- マテリアリティの特定と各マテリアリティに関連する取り組みの強化
- DXの推進と業務効率化による働き方改革
- コンプライアンス経営の継続・強化
- リスクマネジメントの強化
- トップラインの拡大
- 新事業・新製品創出力の強化
- 「Vision 2030」に向けた社内の構造・意識改革への継続的な取り組み
- 資本コスト経営の徹底～キャッシュ・コンバージョン・サイクル全体の改善など～

無機化学事業

- 高機能・高付加価値品の販売比率向上
- 電子部品材料と導電性材料の拡販戦略の実行
- 更なる成長ドライバとなる新製品の開発加速
- 主原料鉱石の有利調達の実現
- 廃棄物低減や製造および業務プロセス改善による四日市工場のコスト削減の推進
- 製造拠点の最適化に向けたマスタープランの始動
- 温暖化ガス削減に向けたロードマップ作成

有機化学事業

- 主力農薬原体の世界一低コスト製造と安定供給により当社世界市場占有率の拡大
- 次期主力農薬の製造コスト低減と需要拡大
- バイオラショナル分野の開発・商品化とI P M*深化
- 農薬の販社複数起用など戦略的・革新的な営業施策の実行
- 世界各国での農薬登録の取得・維持
- 他社M&Aや提携推進による事業規模拡大
- 化学合成技術の錬磨と伝承の基盤強化
- 動物用医薬品のグローバル展開

* I P M (Integrated Pest Management 総合的病害虫・雑草管理)

③サステナブルな経営

当社グループのサステナブルな経営の基盤を強化する目的で、2021年11月に「サステナブル推進委員会」を設置しました。

事業報告

現在、2021年に特定した8つの最重要課題について、全社事業部門も含めて、各課題への取り組み事項と、K P I（重要業績評価指標）の設定を進めており、今年度の統合報告書等にて開示を予定しています。以下に、活動の概要を紹介いたします。

・環境への取り組み

世界的な喫緊の課題である気候変動対策について、T C F Dの枠組みでの開示の準備を進めるとともに、当社四日市工場は、石炭ボイラーを保有していることから、エネルギー転換を伴うG H G排出量削減計画を含め、2050年のカーボンニュートラルへ向けたロードマップ作成に取り組んでいます。

・社会への取り組み

企業の中核人材における多様性の確保についてK P Iの設定を検討するとともに、当社グループを対象とした人権方針の策定や、健康経営に向けた具体的な施策検討と取り組みを進めています。

・ガバナンスへの取り組み

サステナブル推進委員会は、取締役会による監督のもと、代表取締役社長を委員長とし、委員は取締役および執行役員等で構成されています。

同委員会は3か月に1回、業務の進捗状況を取締役に報告し、委員会での審議事項等については、取締役会に付議または報告する体制としています。

2. 財産および損益の状況の推移

区分	第96期 (2018年度)	第97期 (2019年度)	第98期 (2020年度)	第99期 (当連結会計年度) (2021年度)
売上高 (百万円)	106,441	101,066	101,774	110,955
経常利益 (百万円)	11,144	5,345	5,944	13,272
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	8,683	2,359	3,373	11,690
1株当たり当期純利益 (円)	217.25	59.03	84.41	292.58
総資産 (百万円)	168,689	172,437	180,021	185,758
純資産 (百万円)	75,335	76,669	79,515	91,869

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
2. 第96期は、無機化学事業の主力である酸化チタンでは、国内外の需要が堅調に推移したものの、中国経済の減速の影響を受け、期半ば以降は需要や市況の先行き不透明感が増しました。有機化学事業の主力である農薬では、低迷の続いていた南米で市場環境の改善が見られるなど、世界の農薬出荷額に回復の動きが見られました。この結果、売上高では減収となったものの営業利益、経常利益は増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前期に特別損失に計上した環境安全整備引当金繰入額がなくなったことなどで増益となりました。
3. 第97期は、無機化学事業の主力である酸化チタンでは、期前半に堅調であった国内需要が消費税増税後には落ち込みが見られ、海外では、中国の景気停滞の影響を受けアジアを中心に需要は減少し、市況は下落基調で推移しました。有機化学事業の主力である農薬では、世界の農薬出荷額は、農業大国ブラジルでの好調な穀物生産を背景に回復基調を維持しましたが、当社グループの主力市場である日本、欧州などでは異常気象による出荷への影響が見られました。この結果、売上高、営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は減収・減益となりました。
4. 第98期は、無機化学事業の主力である酸化チタン販売では、新型コロナウイルス感染症の影響により期前半の落ち込みが著しく、前年を大きく下回りましたが、機能性材料の高機能・高付加価値製品の販売は期後半の回復により前年度を上回りました。有機化学事業では、農作物栽培への同影響が限定的に留まり、主力の農薬の販売は海外向けを中心に順調に推移しました。この結果、売上高では増収となったものの、営業利益は減益となりました。営業外では期末にかけ円安が進み為替差益を計上するなどで経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は増益となりました。
5. 第99期は、前記「1. 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
6. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

事業報告

3. 重要な親会社および子会社等の状況（2022年3月31日現在）

（1）親会社との関係

該当事項はありません。

（2）重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
石原バイオサイエンス株式会社	百万円 600	100	農薬の販売
ISK AMERICAS INCORPORATED (ISK アメリカズ社)	千米ドル 27,253	100	米国所在の子会社の統括管理
ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V. (ISKバイオサイエンスヨーロッパ社)	千ユーロ 7,436	100	欧州農薬事業の統括および農薬の製剤・販売
石原テクノ株式会社	百万円 100	100	商社業
富士チタン工業株式会社	百万円 1,926	100	酸化チタン、機能性材料等の製造・販売
石原エンジニアリングパートナーズ株式会社	百万円 100	100	建設業

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
CERTIS EUROPE B.V. (CERTIS社)	千ユーロ 1,790	15 (15)	農業関連資材の販売

- (注) 1. 2022年3月22日をもって、持分法適用関連会社であったBELCHIM CROP PROTECTION N.V.株式会社とCERTIS EUROPE B.V.株式の株式交換により、CERTIS社を持分法適用関連会社としております。
2. 出資比率欄の()内の数値は、間接所有による出資比率です。

4. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業セグメント	事業内容
無機化学事業	酸化チタン、機能性材料、電子材料、石膏等の製造・販売
有機化学事業	除草剤、殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤、有機中間体、医薬の製造・販売、動物用医薬品の製造・販売
その他の事業	建設業、商社業等

5. 主要な営業所および工場等（2022年3月31日現在）

(1) 当社

名称	所在地
大阪本社	大阪府大阪市
四日市工場	三重県四日市市
中央研究所	滋賀県草津市
東京支店	東京都千代田区
中部支店	三重県四日市市
シンガポール支店	シンガポール
札幌営業所	北海道札幌市
仙台営業所	宮城県仙台市
福岡営業所	福岡県福岡市

事業報告

(2) 子会社

名称	所在地
石原バイオサイエンス株式会社	東京都千代田区
ISK AMERICAS INCORPORATED	米国オハイオ州
ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V.	ベルギー
石原テクノ株式会社	大阪府大阪市
富士チタン工業株式会社	兵庫県神戸市
石原エンジニアリングパートナーズ株式会社	三重県四日市市

6. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
無機化学事業	958名	6名減
有機化学事業	572名	1名増
その他の事業	121名	4名増
全社(共通)	99名	8名増
合計	1,750名	7名増

(注) 従業員数は就業人員であり、全社(共通)には特定のセグメントに区分できない本社の管理部門等に所属する従業員を記載しております。

7. 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借入先	借入残高（百万円）
株式会社新生銀行	9,090
株式会社三井住友銀行	6,215
株式会社日本政策投資銀行	4,467
農林中央金庫	4,079
三重県信用農業協同組合連合会	2,854

事業報告

Ⅱ 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- | | |
|----------------|------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 100,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 40,383,943株（自己株式430,740株を含む） |
| (3) 株主数 | 26,853名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,626	11.58
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,764	9.42
三井物産株式会社	2,019	5.05
東亜合成株式会社	1,722	4.31
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES PARIS/JASDEC/FBB SEC/BELCHIM MANAGEMENT	1,440	3.60
ユーピーエルジャパン合同会社	1,170	2.93
ISK交友会	986	2.47
石原産業従業員持株会	801	2.01
志野文哉	733	1.84
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	700	1.75

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)および株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する株式は、信託業務にかかる名義の株式であります。
3. BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES PARIS/JASDEC/FBB SEC/BELCHIM MANAGEMENTの持株数1,440千株は、Belchim Management N.V.社が実質的に所有しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 新株予約権等に関する事項（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項（2022年3月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
田中健一	代表取締役会長		
高橋英雄	代表取締役社長 (社長執行役員)		ISK AMERICAS INCORPORATED 取締役会長
吉田潔充	取締役 (専務執行役員)	有機化学事業管掌 バイオサイエンス事業本部長	ISK BIOSCIENCES CORPORATION 取締役会長 ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V. 取締役会長
川添泰伸	取締役 (常務執行役員)	財務本部長	
下條正樹	取締役 (常務執行役員)	無機化学営業本部長 (兼) 開発企画研究本部長付	ISHIHARA CORPORATION (U.S.A.) 取締役会長 台湾石原産業股份有限公司 董事長
竹中寿	取締役 (常務執行役員)	四日市工場長	
勝又宏	取締役		
花澤達夫	取締役		
安藤知史	取締役		弁護士 東宝株式会社社外取締役（監査等委員）
加藤泰三	常勤監査役		石原テクノ株式会社 監査役 石原バイオサイエンス株式会社 監査役 富士チタン工業株式会社 監査役
秋山良仁	常勤監査役		石原テクノ株式会社 監査役 石原エンジニアリングパートナーズ株式会社 監査役
秋國仁孝	常勤監査役		石原バイオサイエンス株式会社 監査役 富士チタン工業株式会社 監査役 石原エンジニアリングパートナーズ株式会社 監査役
播磨政明	監査役		弁護士 東洋紡株式会社社外取締役 大阪府公害審査会会長 堺市監査委員

- (注) 1. 取締役のうち勝又宏氏、花澤達夫氏および安藤知史氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち秋國仁孝氏と播磨政明氏は、社外監査役であります。

事業報告

3. 社外取締役安藤知史氏が兼職している東宝株式会社と当社との間に特別の関係はありません。
社外監査役秋國仁孝氏が兼職している石原バイオサイエンス株式会社、富士チタン工業株式会社および石原エンジニアリングパートナーズ株式会社は、当社の子会社であります。
社外監査役播磨政明氏が兼職している東洋紡株式会社と当社との間に特別の関係はありません。
4. 当該事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。
 - ① 2021年6月25日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって、取締役松江輝明氏が任期満了により、監査役新道義氏が辞任により退任いたしました。
 - ② 2021年6月25日開催の第98回定時株主総会において、竹中寿氏が取締役に、秋山良仁氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。
 - ③ 2021年6月25日開催の第98回定時株主総会において、補欠監査役として小池康弘氏が選任されております。
5. 社外取締役勝又宏氏、花澤達夫氏および安藤知史氏、社外監査役秋國仁孝氏および播磨政明氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	241 (25)	203 (25)	37 (0)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	66 (30)	66 (30)	0 (0)	5 (2)
計	308	270	37	15

(注) 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に係る事項

① 取締役の個人別の報酬等の額又は算定方法の決定方針

当社の取締役報酬は、取締役会で決議した役員報酬規程において職位に基づく基本報酬と業績連動報酬等の基準を定めており、基本報酬は、取締役および執行役員としての役割と職位に応じて役員報酬規程に基づき支給しております。

監査役報酬は監査役の協議により決定しております。

なお、その取締役報酬の限度額は2005年(平成17年)6月29日開催の第82回定時株主総会にて年額460百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。また、監査役報酬の限度額は1994年(平成6年)6月29日開催の第71回定時株主総会にて年額90百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

社外取締役および監査役の報酬は、基本報酬のみを支給しております。

② 2021年6月25日開催の第98回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名に対する報酬等の額および員数が含まれております。

③ 業績指標の内容、業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

業績連動報酬等は、取締役会で決議した役員報酬規程において、企業業績との連動性と客観性を担保することを目的とする年次業績連動報酬および長期業績連動報酬を定めており、年次業績連動報酬は企業活動の最終的な成果である親会社株主に帰属する当期純利益等の会社業績と個人業績評価を総合的に勘案して算定し、また、長期業績連動報酬は中期経営計画による利益目標の達成等を基準として算定することとしております。

(業績連動報酬等に係る指標の目標および実績)

中期経営計画の連結経営数値目標

2021年度 親会社株主に帰属する当期純利益：36億円（実績：116億円）

2022年度 親会社株主に帰属する当期純利益：69億円

2023年度 親会社株主に帰属する当期純利益：124億円

④ 取締役の個人別報酬の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役の個人別報酬を決定するに当たっては、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長高橋英雄が「報酬委員会」に諮問し、その答申を踏まえて、代表取締役の協議を経て決定しております。

この権限を委任する理由は、取締役会の議長を務め、当社全体を俯瞰しつつ、各取締役の職位ごとの責任や役割等に応じた評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役の個人別報酬の内容は、「報酬委員会」への諮問を経て決定されており、「報酬委員会」では、第三者機関が実施した役員報酬のサーベイの情報および各委員の知見に基づいた助言・答申をすることとなっておりますので、取締役会は、取締役の個人別報酬の内容が当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額若しくは数または算定方法の決定方針

当社は金銭報酬制度を導入しております。

⑥ 取締役の個人別報酬額に対する割合

基本報酬と業績連動報酬等の割合については、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長が毎年の業績等を勘案の上、「報酬委員会」に諮問し、その答申を踏まえて、代表取締役の協議を経て取締役会で決議しております。

⑦ 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

取締役会で決議した役員報酬規程に、基本報酬は暦月計算とし、当該月の月額報酬を従業員の支給日と同日支給とする、また業績連動報酬等は従業員の夏季一時金の支給日と同日に支給する旨、定めております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、定款において、社外役員との間で、当該社外役員の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度とした契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は全社外役員と責任限定契約を締結しております。

事業報告

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

① 被保険者の範囲

当社および関係会社の取締役、監査役および執行役員ならびに関係会社における訴訟対象者として可能性がある管理職の地位にある従業員。

② 保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	勝 又 宏	当期開催の取締役会15回すべてに出席し、必要に応じ、行政分野における多様な経験に加え、主に産業ガス事業会社における経営者としての豊富な経験と知見を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。
取締役	花 澤 達 夫	当期開催の取締役会15回すべてに出席し、必要に応じ、行政分野、特に農政における国内外での多様な経験と知見を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。
取締役	安 藤 知 史	当期開催の取締役会15回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的知識と企業法務に関する豊富な経験を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。
常勤監査役	秋 國 仁 孝	当期開催の取締役会15回、監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、金融機関で培われた幅広い見識に加え、化学事業会社等での監査役としての経験を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。
監査役	播 磨 政 明	当期開催の取締役会15回、監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的知識と企業法務に関する豊富な経験を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。

- ② 当該社外役員の意見により当該株式会社の事業の方針その他の事項に係る決定が変更されたときの内容
該当事項はありません。

- ③ 当該事業年度中に当該株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行が行われた事実があるとき
該当事項はありません。
- ④ 当該事業年度中に社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役勝又宏氏、花澤達夫氏および安藤知史氏は、取締役会への出席に加え、取締役会における意思決定の迅速化および重要な業務案件の執行状況の監督・評価を効率的に行うため取締役会のもとに設置された経営会議にも、勝又宏氏および花澤達夫氏は当期開催された10回すべてに出席、安藤知史氏は9回に出席し、当社の経営に関する重要事項全般および重要な業務執行案件に対して、豊富な経験と知見をもとに忌憚なく意見を述べております。
- ⑤ その他社外役員に関する事項の内容に対する当該社外役員の意見
該当事項はありません。

事業報告

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区分	金額 (百万円)
当事業年度に係る報酬等の額	70
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	85

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V.はErnst & Young,Reviseurs d'Entreprises の監査を受けております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、当社およびその子会社からなる企業集団（以下当社グループという。）の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、その基本方針を取締役会で以下のとおり決議しております。

- (1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、法令・ルールや社会規範を遵守するコンプライアンス前提の企業経営を推進する。
 - ② 当社は、コンプライアンスの重要性を明確化した「石原産業グループ構成員行動規範」を制定し、取締役および使用人に徹底する。
 - ③ 当社は、コンプライアンス担当取締役を責任役員とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備・維持を図る。
 - ④ 当社は、取締役および使用人が法令および定款等に違反する行為またはそのおそれがある行為を発見したときは、通報しなければならないこと、ならびに通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないことを定める。
 - ⑤ 当社は、代表取締役社長に直属する部署として内部監査室を設置し、定期的に監査する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役会の議事録、稟議書等の取締役の職務の執行に関わる重要文書については、法令および定められた社内規程に基づき適切に保存および管理を行う。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、当社のリスク管理に関する基本的事項を定めた「リスク管理規程」に基づき、事業を取り巻くさまざまなリスクから生じる損失発生の未然の防止に努める。
 - ② 業務の遂行過程において生じる各種リスクは、それぞれの業務執行部門が個別にリスクを認識し、その把握と管理を行う。
 - ③ 当社の経営または事業活動に重大な影響を与える緊急事態が発生したときには、リスク管理規程に基づき企業リスク管理委員会が、業務執行部門を統括管理して事態の収拾、解決にあたる。

事業報告

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、取締役会を毎月開催し、重要事項に関する決定および取締役の職務執行状況の監督等を行う。経営および業務執行に関する重要な事項については、関係の取締役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行う。
 - ② 当社は、会社として達成すべき目標を明確な計数目標として明示することにより、経営効率の向上を図る。
 - ③ 取締役は、取締役会で定められた担当および職務の分担に従い、担当する業務執行の進捗状況について、取締役会において報告する。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、関係会社の業務執行に関する基本方針と管理に関する諸手続きを定めた「関係会社管理規程」に基づき、適正なグループ経営を確保する。
 - ② 子会社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社に対して、その営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告するものとする。
 - ③ 子会社は、当社が定めた「リスク管理規程」に準拠し、事業を取り巻くさまざまなリスクから生じる損失発生の未然の防止に努めるとともに、緊急事態が発生したときには、当社に直ちに報告し、事態の収拾、解決にあたる。
 - ④ 子会社は、当社が定めた「石原産業グループ構成員行動規範」に準拠し、法令・ルールや社会規範を遵守し、子会社においても当社内部通報制度を適用する。
- (6) 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役が、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その人事につき取締役と監査役が協議し、補助すべき使用人を置くこととする。
 - ② 監査役が職務を補助すべき使用人を置く場合、その任命、異動、評価については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
 - ③ 監査役が職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

- (7) 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社の監査役は、取締役会、経営会議をはじめ重要な会議へ出席するとともに、稟議書等重要な決裁文書を閲覧する。
 - ② 当社の取締役および使用人は、当社の監査役に対して監査役または監査役会への報告に関する規程等に従い、必要な報告および情報提供を行う。
 - ③ 子会社の取締役、監査役および使用人は、当社の監査役に対して監査役または監査役会への報告に関する規程等に従い、必要な報告および情報提供を行う。
 - ④ 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社の取締役、使用人および子会社の取締役、監査役、使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、監査役および使用人に周知徹底する。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合をもち、監査役職務の監査環境整備等について意見を交換し、相互の意思疎通を図るものとする。
 - ② 取締役は、監査が実効的に行われるため、監査役と内部監査室が緊密な連携をとる機会を確保する。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社および関係会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法およびその他関係法令に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用を行うとともに、それを評価するための体制を確保する。

事業報告

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

- ① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切のかかわりを持たないことを基本とし、不当な要求等には妥協せず、毅然とした態度で対処する。
- ② 反社会的勢力との関係を遮断するため、総務担当部署を対応部署とし、警察当局や顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図るとともに、平素から関連情報を収集し、不測の事態に対応できる体制を整える。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスについて

- ① 当社は年2回「コンプライアンス委員会」を開催し、企業理念に則ったコンプライアンスの実践体制やコンプライアンス教育の実施状況などを確認し、議論しております。
- ② 「石原産業グループ構成員行動規範」では、構成員がコンプライアンス違反やその可能性があることを発見し職制を通じた解決や改善が困難な場合は、通報窓口へ報告することを求めています。

(2) 取締役の職務執行について

- ① 当社は「社則」および「取締役会規則」に基づき、取締役会を原則月1回開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、経営方針や重要な業務執行に関する事項については、事前に経営会議で十分に審議したうえで、取締役会にて審議・決議しております。
- ② 当社は目標とするグループ経営計画を定め、目標達成のために必要な施策を明確化し、取締役会でその進捗状況を確認しております。
- ③ 当社は取締役会議事録等の取締役の職務執行に関する重要文書について、法令および「文書取扱規程」等の社内規程に基づき、適切に保存管理しております。

(3) リスク管理体制について

- ① 当社は、リスクアセスメントを実施し、リスクを適切に評価し、当社グループにとって最良の結果が得られるよう、リスクの影響度と発生可能性に応じ、リスクの回避、軽減および移転その他必要な措置を事前に講じております。
- ② 当社は、代表取締役社長を委員長とする「企業リスク管理委員会」を年2回開催し、リスクアセスメントの結果の確認、当社の事業活動に重大な影響を与える「対策優先リスク」の選定、それら対策について審議・決議しております。審議の結果は、取締役会に報告しております。
- ③ 災害等のリスクに対しては、定期的に訓練を実施しております。

(4) グループ管理体制について

- ① 当社は「関係会社管理規程」に基づき、一定の要件を満たす子会社から重要な業務執行に関わる事前の承認申請または報告を受ける体制を整備するなど、適正なグループ経営体制を確保しております。
- ② 当社は「内部監査規程」に基づき、必要に応じ関係会社に対し監査を実施しております。

(5) 監査役の職務の執行について

- ① 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役等に対して説明を求め、または意見を述べております。
- ② 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、対処すべき課題等についての意見交換などを行って相互の意思疎通を図っております。また、監査役は、監査職務の執行にあたり、内部監査室と定期的に会合をもつ等、連携しており、組織的かつ効率的な監査の実施に努めております。

事業報告

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を高めるとともに、株主の皆様へ利益を還元していくことを経営の最重要政策の一つと位置付けております。

配当につきましては、業績動向、財務状況、将来の事業展開に必要な内部留保の充実等を総合的に勘案しながら業績に応じた安定的な配当の継続を基本に考えております。

このような配当方針に基づき当期の期末配当金につきましては、1株当たり36円を株主総会にお諮りしたいと存じます。

備考

本事業報告に記載の金額および株式数は表示単位未満を切り捨て、比率については表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	121,389	流 動 負 債	46,731
現金及び預金	27,073	支払手形及び買掛金	17,739
受取手形	3,768	短期借入金	7,770
売掛金	29,525	1年内返済予定の長期借入金	8,298
契約資産	441	1年内償還予定の社債	1,118
商品及び製品	32,813	リース債務	355
仕掛品	4,633	未払法人税等	1,242
原材料及び貯蔵品	20,051	未払約束手当	20
その他金	4,190	未償還引当金	851
貸倒引当金	△1,109	環境安全整備引当金	81
		事業撤退損失引当金	336
固 定 資 産	64,369		169
有 形 固 定 資 産	46,535	固 定 負 債	47,157
建物及び構築物	15,400	社長期借入金	3,898
機械装置及び運搬具	20,770	環境安全整備引当金	24,831
土地	5,359	退職給付に係る負債	555
リース資産	829	退職給付引当金	1,384
建設仮勘定	3,327	退職給付引当金	83
その他	847	退職給付引当金	13,058
		退職給付引当金	160
無 形 固 定 資 産	1,018		3,185
ソフトウェア	519	(純資産の部)	(91,869)
ソフトウェア仮勘定	484	株 主 資 本	91,905
リース資産	3	資 本 金	43,420
その他	11	資 利 本 益	10,627
投 資 そ の 他 の 資 産	16,815	資 利 本 剰 余 金	38,592
投資有価証券	7,456	自 己 株	△734
繰延税金資産	8,883	その他の包括利益累計額	△36
退職給付に係る資産	10	その他有価証券評価差額金	405
その他	550	為替換算調整勘定	△297
貸倒引当金	△85	退職給付に係る調整累計額	△143
資 産 合 計	185,758	負 債 及 び 純 資 産 合 計	185,758

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		110,955
売上原価		78,297
売上総利益		32,657
販売費及び一般管理費		21,100
営業利益		11,557
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	180	
持分法による投資利益	533	
為替差益	1,597	
原材料売却益	103	
その他	288	2,720
営業外費用		
支払利息	539	
金融手数料	258	
その他	206	1,005
経常利益		13,272
特別利益		
債務免除益	552	
持分変動利益	2,736	
その他	170	3,459
特別損失		
固定資産処分損失	969	
減損損失	163	
投資有価証券評価損	2,344	
その他	162	3,640
税金等調整前当期純利益		13,091
法人税、住民税及び事業税	1,533	
法人税等調整額	△132	1,401
当期純利益		11,690
親会社株主に帰属する当期純利益		11,690

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当期首残高	43,420	10,627	27,872	△730	81,189
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△251	—	△251
会計方針の変更を反映した当期首残高	43,420	10,627	27,621	△730	80,938
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△719	—	△719
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	11,690	—	11,690
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△4	△4
自 己 株 式 の 処 分	—	0	—	0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	0	10,970	△3	10,967
当期末残高	43,420	10,627	38,592	△734	91,905

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 額	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	△308	△1,286	△78	△1,674	79,515
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	△251
会計方針の変更を反映した当期首残高	△308	△1,286	△78	△1,674	79,263
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△719
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	—	11,690
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△4
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	714	988	△64	1,638	1,638
連結会計年度中の変動額合計	714	988	△64	1,638	12,605
当期末残高	405	△297	△143	△36	91,869

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)		(159,036)	(負債の部)		(83,476)
流 動 資 産		101,907	流 動 負 債		45,542
現金及び預金		21,784	支払手形		253
受取手形		2,160	短期借入金		14,234
売掛金		35,027	1年内返済予定の長期借入金		7,680
商品及び製品		23,561	1年内償還予定の社債		7,311
仕掛品		3,750	リース負債		1,118
原材料及び貯蔵品		12,530	未払法人税等		306
前払費用		1,493	未契約負債		1,045
短期貸付金		463	未払費用		20
その他の金		952	未預り金		3,296
貸倒引当金		1,455	賞与引当金		3,168
		△1,271	環境事業修繕引当金		4,377
固 定 資 産		57,129	安全整備引当金		599
有 形 固 定 資 産		36,990	退職給付引当金		81
建物		6,876	繰上り引当金		169
構築物		4,829	繰上り引当金		336
機械及び装置		16,523	繰上り引当金		1,543
車両運搬具		40			
工具、器具及び備品		612	社債		3,898
土地		4,265	長期借入金		19,353
リース資産		656	長期借入金		418
建設仮勘定		3,185	退職給付引当金		68
			環境安全整備引当金		11,212
無 形 固 定 資 産		971	繰上り引当金		1,384
ソフトウェア		475	繰上り引当金		83
ソフトウェア仮勘定		484	繰上り引当金		160
リース資産		3	繰上り引当金		1,354
その他の金		8			
投 資 そ の 他 の 資 産		19,166	(純資産の部)		(75,559)
投資有価証券		1,924	株 主 資 本		75,293
関係会社株式		10,192	資 本		43,420
従業員に対する長期貸付金		59	資本剰余金		9,796
長期前払費用		161	資本剰余金		9,155
繰延税金資産		6,670	その他の資本剰余金		641
その他の金		243	利益剰余金		22,314
貸倒引当金		△85	利益剰余金		469
資 産 合 計		159,036	繰上り引当金		21,845
			繰上り引当金		21,845
			繰上り引当金		△238
			評 価 ・ 換 算 差 額 等		266
			その他の有価証券評価差額金		266
			負 債 及 び 純 資 産 合 計		159,036

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		89,142
売 上 原 価		64,564
売 上 総 利 益		24,577
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,526
営 業 利 益		9,051
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
受 取 配 当 金	894	
為 替 差 益	1,384	
原 材 料 売 却 益	103	
そ の 他	163	2,557
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	508	
金 融 手 数 料	242	
そ の 他	151	903
経 常 利 益		10,706
特 別 利 益		
債 務 免 除 益	552	
そ の 他	50	603
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	889	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,342	
減 損 損 失	12	
そ の 他	162	3,407
税 引 前 当 期 純 利 益		7,901
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	740	
法 人 税 等 調 整 額	281	1,022
当 期 純 利 益		6,878

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本								株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当期首残高	43,420	9,155	641	9,796	397	15,786	16,184	△234	69,167
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	△28	△28	-	△28
会計方針の変更を反映した当期首残高	43,420	9,155	641	9,796	397	15,757	16,155	△234	69,138
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△719	△719	-	△719
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立	-	-	-	-	71	△71	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	6,878	6,878	-	6,878
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△4	△4
自己株式の処分	-	-	0	0	-	-	-	0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0	71	6,087	6,159	△3	6,155
当期末残高	43,420	9,155	641	9,796	469	21,845	22,314	△238	75,293

	評価・換算差額等		純資産合計
	その 他有 価 証 金 の 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△464	△464	68,702
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	△28
会計方針の変更を反映した当期首残高	△464	△464	68,673
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当	-	-	△719
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	6,878
自己株式の取得	-	-	△4
自己株式の処分	-	-	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	731	731	731
事業年度中の変動額合計	731	731	6,886
当期末残高	266	266	75,559

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

石原産業株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 井上正彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 徳野大二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石原産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石原産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性については我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

石原産業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井上正彦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 徳野大二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石原産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業及び経営管理状況を把握いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

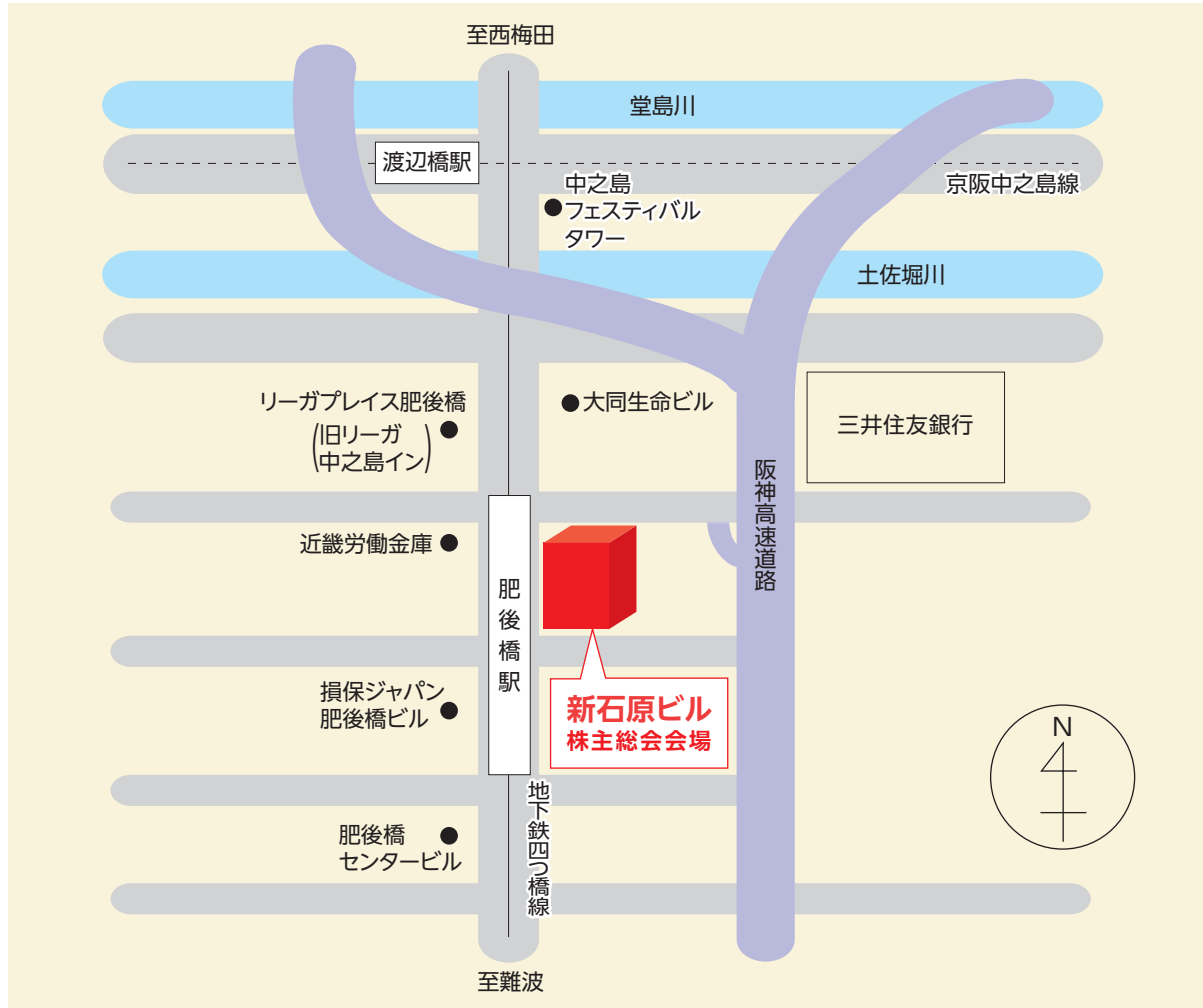
2022年5月17日

石原産業株式会社 監査役会

常勤監査役	加藤泰三	Ⓔ
常勤監査役	秋山良仁	Ⓔ
常勤監査役(社外監査役)	秋國仁孝	Ⓔ
監査役(社外監査役)	播磨政明	Ⓔ

以上

株主総会会場 ご案内略図



会場 大阪市西区江戸堀一丁目3番15号 新石原ビル5階ホール

交通案内 地下鉄四つ橋線 肥後橋駅下車5-B出口
京阪電鉄中之島線 渡辺橋駅下車徒歩5分

石原産業株式会社

